

# 命を守る人たち

町には交通の安全を守り、悲惨な交通事故から私たちを守るために活動している人たちがいます。今回は道路の安全を守るために働く人たちの活動や、私たちが道路を利用する上で気を付けるべきことなどについて聞きました。

問合せ 役場安全安心課  
47-5018

## 邑楽町交通指導隊



Interview

交通指導隊 内田 定良 隊長 (石打・20区)

うちだ・さだよし ●交通指導員になって28年目。平成26年から交通指導隊の隊長を務めている。

### 交通指導隊の役割

交通指導隊は高島地区に6人、中野地区に8人、長柄地区に6人の計20人の交通指導員で構成されている組織です。警察や町の安全安心課と協力し、交通安全に関する教育と啓発を行っています。

主な活動は朝の児童登校時の街頭指導、夕方の巡回指導、学校の授業の一環で行う交通安全、町や行政区で開催されるイベントの交通指導など、年間を通して活動を行っています。

指導員が街頭に立つと、車や歩行者や自転車などは安全を意識して通行してくれます。指導員はスピードの出し過ぎや、よそ見などによる事故を抑える役割も担っています。また、ときには通学中の児童に注意を促すことも。普段接する家族や学校の先生とは違った立場の人から注意を受けることは、子どもにとってより強い意識付けになっていると思います。

### 安全への意識

指導員になったのは今から27年前、当時の区長に勧められたのがきっかけでした。指導員になったことで車の運転は以前より注意するようになり、おかげで今まで無事故無違反を続けることができています。それだけでも指導員になった意義があると思います。

指導員は他人を指導するのにふさわしい人物でなくてはなりません。そのため、新たに交通指導員をお願いするときにはその人の人柄や交通安全意識の高さなどに注意しています。そうして選ばれた人たちが交通指導隊は編成されています。

### 町との連携

交通指導隊は信号機やカーブミラー、標識などの交通安全施設に不備がないかなどの見回りもしています。何か不備があった場合は速やかに町へ連絡し、警察などと調整を行った上で補

修が行われます。町全体の細かな部分に目を配り、施設の不備による事故を未然に防ぐことも交通指導隊の役割の一つだと考えています。

### 一人一人ができること

事故は私たち交通指導隊の力だけでは防げません。道路を使う人全員が交通安全を意識することが大切です。

例えば、夜間に道路を歩くときは明かりを持ってたり反射材を身につけたり、自転車に乗るときはヘルメットを使用するなど、まずは自分の身を守る対策をとることが重要です。

その年一年間の町内の交通事故による死亡者ゼロを達成できた時には、私たちが交通指導隊として活動していて良かったと心から感じられます。

## 交通指導隊の活動

### 街頭指導



毎月1日の県民交通安全日と春夏秋冬の交通安全運動期間には、登校する児童に対して街頭指導を行っています。朝は通勤などで急ぐ車も多く、交通事故が起きやすくなる時間です。交通指導員が交差点や横断歩道など交通量の多い場所に立ち、児童が安全に登校できるように見守っています。



夏の  
県民交通安全運動  
期間 7月11日～20日  
▼令和3年度スローガン  
『自転車も  
止まってよくみて  
交差点』

問合せ先 大泉警察署  
☎ 62-0110

### 巡回指導

平日の夕方には交通指導車で町内のパトロールを行います。夕方は下校や仕事帰りの人などで交通量が増えるだけでなく、日が沈み暗くなり見通しがきかなくなるので、最も危険な時間です。交通指導員が町内全体を巡回して交通安全を促すとともに、危険な場面がないか見回りをしています。



▲青いパトランプが交通指導車の目印

### 交通・自転車教室



交通教室

町内の小学校を対象に交通安全の基本を学ぶ各教室を行っています。小学1年生が対象の交通教室では信号機の見方や交差点での横断の仕方を、小学3年生が対象の自転車教室では、自転車を運転するときに守るべき交通ルールやマナーの他、安全確認の重要性や乗車前点検の方法などを教えています。



自転車教室

### その他の活動

お祭りや産業祭などの町のイベント、各行政区のお祭り、事故や火災による交通混雑時の整理誘導を行っています。また、交通指導員の知識向上と周辺地域との連携を図るために毎年、千代田町と大泉町の交通指導隊と合同研修を行っています。





# 群馬県の改正交通安全条例

令和3年4月1日に改正群馬県交通安全条例が施行されました。現在の交通情勢に対応した2つの改正のポイントを紹介します。

## 1 自転車保険の加入が義務に

近年、全国的に自転車加害者となる高額賠償事案(表1参照)が発生しています。中には、一億円近い賠償を命じられた事案も。こうした状況を踏まえ、自転車保険の加入が義務化されました。事故は誰でも起こしてしまう可能性があります。万が一に備え、必ず自転車保険に加入しましょう。

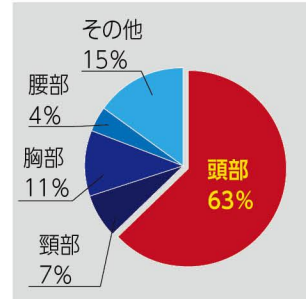
▼表1 自転車事故による高額賠償事例

年・裁判所	事故の概要	賠償金額
平成25年 神戸地裁	小学5年生の少年の自転車が歩行中の62歳女性と衝突。女性は意識不明。	9,520万円
平成23年 さいたま地裁	女性が自転車で歩道を通行中、歩行中の35歳女性と衝突。歩行者の女性は骨折。	1,706万円
平成20年 東京地裁	男子高校生の自転車が24歳男性と衝突。男性は言語機能喪失などの障害が残る。	9,266万円

## 2 ヘルメットの着用が努力義務に

自転車に乗るときにはヘルメットの着用が努力義務(守るように努めること)になりました。これは、自転車事故による死亡者の致命傷となった原因の60%以上が頭部によるもの(表2参照)からという理由です。ヘルメットの着用により致死率を3分の1にまで減らすことができると言われています。

▼表2 自転車乗車による死者の致命傷部位(出典:警視庁)



## 町の補助事業

踏み間違いによる事故を防ぐ

### 自動車誤発進防止装置の設置補助

▶対象 以下の要件を全て満たす人

- ①町内に住民登録があり、申請日現在で70歳以上
- ②自動車運転免許証を持ち、町税及び町の国民健康保険税を滞納していない

▶対象機器

- ①後付けで自動車の誤発進などを防止する装置 ※サポートカーなどの新車の購入は対象外。
- ②設置業者に依頼して自動車に設置される装置

▶補助費用

設置費用の1/2以内の額で、上限20,000円(1,000円未満切り捨て)

※申請方法など詳しくは町ホームページ、または窓口にお問い合わせください。

▶問合せ先 役場安全安心課 ☎47-5018  
申請は装置の購入・設置前にしてください。



↑町HPはこちら

運転免許証を返納後の移動をサポート

### 福祉タクシー利用券を交付

▶対象

町内に住民登録があり、運転免許証を返納した人

▶交付枚数

年間48枚(年度途中の申請は月割り:月4枚×月数)

▶申請方法

お住まいの地区の民生委員を通じて役場に申請

▶問合せ先

役場健康福祉課 ☎47-5024



### 福祉タクシー利用券

タクシー利用時に1枚400円の利用料として使える券。1回のタクシー利用で最大2枚まで(800円分)使用できます。

# 命

## を守る人たち



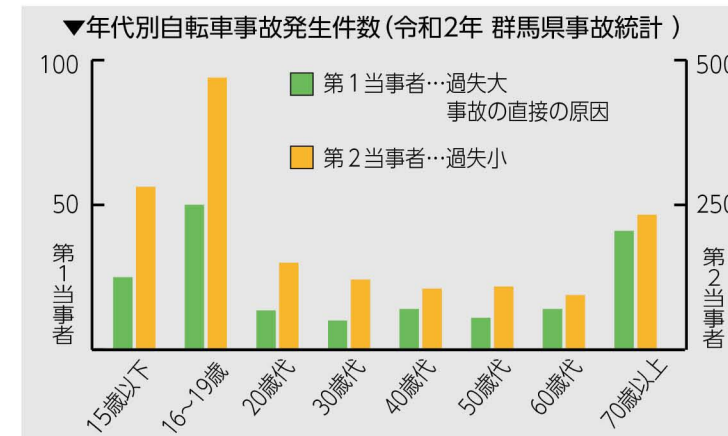
Interview

交通課交通係 関口 竜 係長

## 群馬県警察 大泉警察署

### 県警察の活動

警察では普段の取り締り業務に加えて、交通ルールを皆さんに広く知ってもらうための交通講話などの啓発活動を行っています。管轄区域内の学校はもちろん、高齢者向けの施設や、車の運転に多く関わる企業などから依頼を受けて講話に行くこともあります。また、管轄区域内には海外から来た人も多く住んでいるので、日本での交通ルールを理解してもらうための講話も行っています。



### 自転車の事故

最近多いのが自転車による事故です。世代別に見ると高校生にあたる世代の事故が最も多く、スマホを見ながらや、イヤホンをしたままなどの危険な運転が見受けられます。そして特

その他にも、交通安全運動期間中には自治体などの関係機関や団体の人たちと協力して街頭指導やチラシの配布を行っています。交通安全の啓発を図っています。

### 高齢者の運転

ここ数年、高齢者の運転する車の逆走やペダルの踏み間違いに危険なのが一時不停止です。自転車も一時停止で止まらなければいけないという認識が無いせいか、止まらずに交差点に入し、事故に遭うケースがよくあります。自転車も車両の一部だということをしっかりと理解し、一時停止では必ず止まることができませんが、誤った使い方によっては事故を起こす可能性があります。人ごとではなく、自分のこととして捉え、安全運転を心掛けてください。

また、改正群馬県交通安全条例が今年の4月に施行され、自転車保険加入の義務化とヘルメット着用が努力義務化されました。事故を起こさないことも大切ですが、事故に巻き込まれたときに自分の身を守る対策も重要です。

この地域では移動手段として車の運転がほぼ必須と言えます。そのため、運転免許証を返納した後、高齢者が安心して暮らすためには家族や身近な人の協力が必要不可欠です。

買い物や通院など普段のちょっとした移動や、いざという時に協力しあえる関係づくりを日頃から行っていくことが大切になります。



による事故が報道され話題になっています。幸い、管轄内の発生件数としてはそれほど多くありませんが、そういった社会情勢から、運転免許証を自主返納する人が増えています。認知機能や運動機能の低下により、車の運転に自信が無くなってきた場合は自主返納をすることが望ましいですが、やむを得ない事情で返納ができないこともあります。そういった場合は、安全機能のついたサポートカー(サポートカー)への乗り換えや、後付けできる誤発進防止装置の取り付けを推奨しています。